広報 さめがわ

昭和５９年
６月号
No. 366
編集兼発行
鮫川村役場
塙町佐藤印刷所

男子型工場の立地を決める協定書の調印式



これから有望な企業を村内に導入して、就労の場をふやし、産業生産に活力を与え、若者の定住を図ることは、最も重要な村政の施策です。

このたび村が造成を進めている赤坂西野見渡地内の〝鮫川工業団地〟に男子型の工場が立地することがきまり、福島県東京事務所長篠田四郎さん立会のうえ、鮫川村長と有限会社泰斗代表取締役浅木繁和さんが、工場立地の基本協定書に調印しました。

写真は東京都八重洲にある福島県東京事務所の所長室で行われた調印式の模様です。

６月１日～30日　土砂災害防止月間
７月１日　国民安全の日
７月15日　農業委員会委員一般選挙

今月の人口
（６月１日現在）

		前月比
人　口	5,532	(△14)
男	2,726	(△ 7)
女	2,792	(△ 7)
世　帯	1,130	(△ 1)

福島県の最高齢者 鈴木ツルさん



福島県では最高年令の赤坂西野字浅屋敷の鈴木ツルさんが、5月25日に103歳の誕生日を迎えられました。

この日石田村長から誕生祝を贈られたツルさんは至ってお元気で、言葉もハキハキと今もミニぞうりなどを作っていると語っておられました。

高校鮫川分校の新校舎・体育館落成



県立東白川農商高校鮫川分校は創立して三六年になりますが、これまで校舎は村の旧中学校舎を使用してきました。

それが鮫川村初め郡内各町村で組織した新築期成同盟会の運動が実り、昭和五七年、五八年に校舎や体育館の建築が行われ、県内では一番立派な分校施設が完成しました。

この事業は県が三億二、六〇〇万円の巨費をもって整備したものです。

完成を祝う記念式典は五月二六日に行われ、関係者二百余名が参列し、県教育委員会の佐藤昌志教育長、初瀬教育委員も出席されました。

村政の歩み (14)

トレーニングセンター プールの利用

村長 石田卯子八

昨年末から続いた異常寒冷、異常降雪のため、昭和五八年度の各種建設事業は大変な影響をうけましたが、工事を担当された方々のご苦心とご尽力で、何れも計画の通り完成することができました。

改めてそのご労苦に感謝の意を表します。

わが村ではそれらの数ある事業の中で、ユニークなひとつの事業が完成して、先日お祝いの会を開きました。

それは新農業構造改善事業で進めてきた農業者トレーニングセンターのプール建設事業であります。

このプールはアーチ型の鉄骨構造ビニール張りの上屋がついた屋内プールというべきもので、外気も寒風も避けるし、室温、水温ともに高く、雨降りの日も使用が可能であります。

普通の屋外プールが、わが村の場合、七月八月の高温時だけの使用とすれば、このプールの利用期間は三倍にも及ぶわけであります。

しかし、この利用効率の高いプールも着工に至るまでには、いろいろ困ったいきさつがありました。

それは国の行政改革、財政事情の困難が進むにつれ、予算額の多い農林水産省の所管事業にも種々制約が加えられ、東北農政局は新農構によるプールの建設は認めない方針を立てていたからであります。

このため事業実施の承認が得られず、数次にわたる直接的な要請交渉などを重ね、県の努力もあり、ようやく一一月末入札執行、一二月着工にこぎつけることができました。

従って、工事は異常寒冷、異常積雪の被害をまともにうける中で進められましたが、関係者の格別の努力によって、年度内完成を見ることができたのであります。

この施設が水に親しむ機会の少い村人のため、全身運動による身心鍛練の場として、また親子そろってできる楽しいスポーツの場として、また村人の親和交流の場として、これから大いに利用して頂くことを期待するものであります。

役場人事異動

（6月1日付）

▽総務課総務係長（住民課戸籍住民係長）藤田洋美▽住民課戸籍住民係長（社会教育主事）芳賀正訓▽住民課保健係長（学校教育係長）鈴木勲▽学校教育係長（住民課保健係長）鈴木米子▽経済課農政係（総務課総務係）金沢満▽畜産センター（総務課税務係）佐藤文夫▽社会教育課（経済課農政係）石井哲▽総務課税務係（畜産センター）新妻義美

上屋付き水泳プール完成

東白農商 鮫川分校生ら初泳ぎ

新農構事業で、総事業費約七千万円で建設中の農業者トレーニングセンタープールが完成し、祝賀会が五月二二日、プールサイドで行われました。

祝賀会では、石田村長が「村民の健康づくりに大いに役立ててください」とあいさつし、工事請負者らに感謝状を贈呈、芳賀喜一村議会議長、藤田嘉平二県議、沢田寛東白川農業改良普及所長がお祝の言葉を述べました。

引き続きプール開きが行われ、古市貫一郎先生（高城小）と稲垣知安先生（棚倉中）の模範水泳があり、続いて東白農商鮫川分校生男女約二〇人その他が初泳ぎを楽しみました。

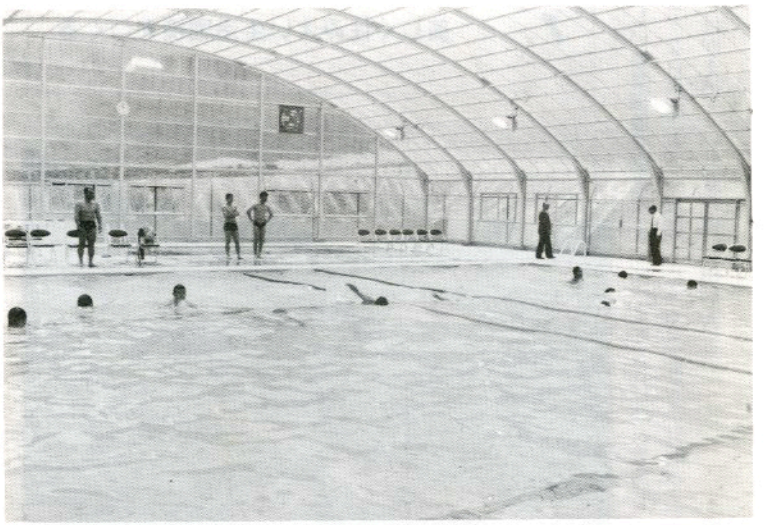

▲古市貫一郎、稲垣知安両先生の指導でさっそく初泳ぎ



▶雪と寒さを克服した難工事の完成を祝う祝賀会

使用のあらまし

◆使用期間
毎年5月10日から10月20日
（水温が低い場合は変更することがあります。）

◆使用時間
午前9時30分から午後8時
一回の使用時間は2時間以内

◆休館日
毎週月曜日と国民の祝日の翌日

◆使用手続
《一般使用の場合》
●日中使用（午前9時30分から午後5時）の場合は、農業者トレーニングセンター窓口でプール使用料を納めて使用券を受けとり入場してください。
●夜間使用（午後6時から午後8時）の場合は、使用2日前までにトレーニングセンター事務室に申し込んでください。
《専用使用の場合》
使用5日前までに使用する代表者が、プール使用許可申請書をトレーニングセンター事務室に提出し、使用料を納めて使用許可証を受けてください。

プールについての問い合わせは、トレーニングセンター（☎九－三二九五）または役場経済課（☎九－三一一一）にお尋ねください。

プールの使用料

区分			使用料	摘要
一般使用料	普通券	大人	1人1回 100円	1回の使用時間は2時間以内とし、次の区分による。 1　午前9時30分から同11時30分まで 2　午後1時から同3時まで 3　午後3時から同5時まで 4　午後6時から同8時まで 幼児の使用は保護者（20才以上の者）同伴に限る。
		高校生	1人1回 50円	
		小中学生	1人1回 20円	
		幼児	無料	
	回数券	大人	10回券 800円	
		高校生	10回券 400円	
		小中学生	10回券 160円	
専用使用料		午前	2，000円	午前とは午前9時30分から同11時30分まで
		午後	3，000円	午後とは午後1時から同5時まで
		夜間	4，000円	夜間とは午後6時から同8時まで

備考　1．村外の使用者は2倍の額とする。
　　2．保護者1人につき幼児は2人以内とする。

連載

鮫川村振興計画
21世紀への振興発展をめざして
— 2 —

二一世紀に向っての総合的村づくり計画である鮫川村振興計画のなかで、村の将来の望ましい姿を描いていますが、(前号掲載) これを実現するための施策の大綱は次のとおりです。

1. 美しく住みよい生活環境をつくる

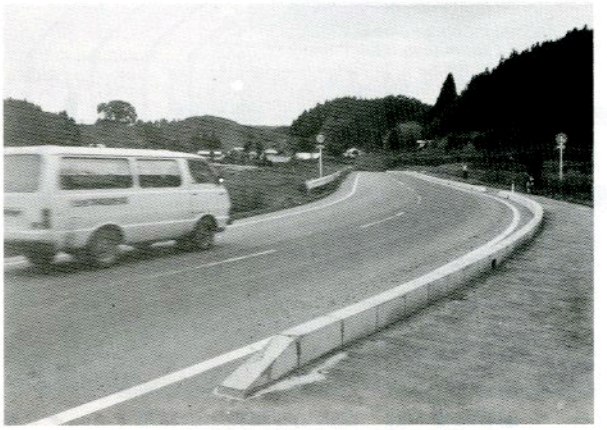

▲大切な役割を果たす基幹道路

●美しい自然環境を保全する

豊かな自然環境は、村民のかけがえのない共有の資源である。自然を愛護し、保全して次の世代に引継ぐことが大切である。

●健康で快適にくらせる生活環境を整備する

道路網の整備、交通対策、通信機構の整備、環境衛生向上のため、上下水道の普及、し尿、ごみ処理の改善、公害の防止など、また、住民の安全な生活を確保する防災の施策等を進める。

●調和と節度のある土地利用を進める

土地利用は、住民の福祉を優先させ、快適な生活環境を確保するよう努める。

産業基盤の開発については、自然環境との調和を図るものとし、これらに配慮した土地利用計画を定めて、村土の高度利用を進める。

2. 人間性の開発と可能性の向上を図る一貫性のある教育

●豊かな教養と正しい判断力をもつ人間の育成

生涯を通じて人間形成に必要な教育の機会を得られるようにし、幼児教育では、幼児期の情緒情動、社会性、および知的生活の面の成長を進め、これに適応した教育内容と教育環境を整える。

学校教育では、人間形成の基礎となる自主性、主体性、創造性を身につけさせ、個性豊かで心身共に健康でたくましい青少年の育成に努める。

高等教育は、高学歴世代といわれる現代社会に望まれる人づくりを進める。高校、大学等への進学率を高め、また、地元高校の発展を図る。

●人間愛と道義心を育てる教育の推進

真の自由を理解させ、人間社会の規律を守り、人間愛と道義心をもつ人づくりを進める。そのため、地域社会での青少年の健全育成の活動や堅実な家庭教育にも期待する。

●家庭や地域の教育機能を高め、自ら学び生きがいを求める人づくりの推進

豊かな教養と正しい判断力を持った人間の育成、個人の価値観を尊ぶ人間の育成、健康な人間の育成を理念として、生涯のいずれの



▲恵まれた環境でのびのび教育

時期においても、自ら学習し生きがいのある生活がおくれるようにする。そのために、社会教育機能と施設の充実に努める。

●健康でたくましく、活力に充ちた人間の育成

スポーツを身近なものとして、地域や家庭において日常的なスポーツ活動を展開して健康を増進し、スポーツを通して地域や家庭の和と連帯を図る。

社会体育の拡充、体育施設の整備等スポーツ環境を整え、村民の自主的活動によりスポーツを振興させる。

●文化を尊重し、生活のなかに文化活動を生かす人づくりの推進

伝統文化を継承し、これを現代に適合させ郷土への愛着を強める。また、生活に密着した芸術文化の創造と地域にねざした文化活動を推進する。

芸術文化活動が、日常の生活にとけこみ、文化の香り高い郷土づくりを進める。

3. いこいとゆとりとふれあいを高める社会福祉



▲暖かな保育で健やかに成長　―保育所入所式―

●みんなで健康を高め、体力と気力を増進する

生涯にわたり健康の維持増進を図るため、疾病の予防と早期治療を進め、併せて村民自らの健康管理の意識を高める。

●思いやりと共助の心でふれあう地域の福祉を充実する

弱い立場にある者の福祉を充実し、健康で、明るく、生きがいに充ちた住民生活をおくれるようにする。

そのためには、児童の健全な育成、障害者の自立更生、低所得者の生活安定、明るい暮しの母子家庭、生きがいのある老後などを保障する社会福祉を進める。

●共存と連帯の精神で結ぶ地域社会をつくる

地域的連帯感と自治意識を高め、人々の融和共助の風習を養ない、住民共通の明るい暮しの場となる地域社会の形成を進める。

制度の紹介

優良運転者の賞揚制度

この制度は、運転者の過去の運転態度や実績等を評価し、それに応じた賞揚を行い、交通安全意識をより高めてもらうことを目的に実施されています。

県内に住所のある方で五年以上無事故無違反の人は、次の要領で申請しますと、それぞれの運転実績に応じた賞を受けることができます。

◆受賞の種類

- ●10年以上無事故無違反の人　優良運転者金賞（7年有効）
- ●7年以上無事故無違反の人　優良運転者銀賞（4年有効）
- ●5年以上無事故無違反の人　優良運転者銅賞（3年有効）

なお、銀賞、銅賞を受けた人で、それぞれの有効期間内に上位の賞を受ける資格に達した場合は、申請によりその賞を受けることができます。

◆申請の手続き

賞を受けようとする人は、運転免許証と自動車安全運転センター福島県事務所の発行する無事故無違反証明書（一か月間有効）を持参して、管轄警察署内の交通安全協会に申請してください。



※無事故無違反証明の申請書は、警察署、駐在所に準備してあります。

◆賞を受けた人の優遇措置

●それぞれの賞の有効期間内に行政処分を受けることとなった場合（酒酔い運転やひき逃げ事件などの悪質、危険な違反による行政処分を除く）においては公安委員会の定める基準に従って、行政処分が軽減されます。

●そのほか、上位の表彰を受ける資格や福島県交通安全シンボルマーク入りのカーバッチを取付ける資格などの優遇措置を受けることができます。

詳しくは、最寄りの警察署または駐在所にお問い合わせください。



わが村にも怪気球落下

大戸中の山林で発見



▲大戸中の山林に舞い降りた怪気球

全国各地で怪気球の落下が相次いでいるなか、県内では二番目の気球が渡瀬字大戸中の山林から発見されました。

五月二六日午後一時ごろ、大戸中の小松恵一さんから「大戸中の山林に、今話題の気球らしいものがひっかかっている」と役場に通報があり、警察署、消防署、村職員らが現場に急行しました。

現場は大戸中六四－一二小松幸次さん所有の杉林で、気球内にはまだガスが残っており危険性があるため、消防署員によって回収されました。

回収された気球は、幅約2m長さ約六・四mの透明のビニールでできており、その下に幅〇・四m、長さ一mのビニール製の小袋と、セルロイド製の円筒一個がヒモで連結されていました。

棚倉警察署では、各地で発見された気球と同じ物と断定し、同署でこの気球を保管することになりました。

国保だより

保険証は大切にしましょう

加入・脱退の届出は14日以内に

保険証は、正しくは国民健康保険被保険者証といい、国保の被保険者である証明書であります。加入者にとってはその権利を保障し数十万円、数百万円の医療費の給付が行われる大切な証書です。保険証なしでお医者さんにかかると医療費は全額自費負担になります。

保険証は、大切に取り扱い、紛失しないようにしましょう。

また、被保険者の資格に異動を生じたときは、必ず役場の窓口で異動の手続きをしてくださ い。

特に社会保険に加入又は脱退したときの届出がなかったり、遅く行われることがよくありますから注意してください。

異動の手続きは別表により行ってください。

●国保の異動届出内容は右表のとおりです。届出の受付は住民課窓口で行っています。

こんなときに手続きを		手続きに必要なもの
国保にはいる場合	転入したとき	印かん（被保険者証）
	職場の健康保険をやめたとき	印かん、職場の健康保険をやめた証明書（被保険者証）
	子供が生まれたとき	印かん、被保険者証母子手帳
	生活保護をうけなくなったとき	印かん
国保をやめる場合	転出するとき	印かん、被保険者証
	職場の健康保険に入ったとき	印かん、両方の被保険者証（職場の保険証が未交付のときは証明できるもの）
	死亡したとき	印かん、被保険者証死亡を証明するもの
	生活保護を受けるようになったとき	印かん、被保険者証
その他	村内で住所が変わったとき	印かん、被保険者証
	世帯主や氏名が変わったとき	印かん、被保険者証
	世帯をわけたりいっしょにしたとき	印かん、被保険者証
	被保険者証をなくしたとき	印かん
	子弟が修学で他の区市町村に転出するため、別の被保険者証が必要なとき	印かん、在学証明書被保険者証
	出かせぎなど、長期間他府県などに行くため、別の被保険者証が必要なとき	印かん、被保険者証
注	転入、転出、転居などのときは、その届と一緒に手続きをしなければなりません。	

真心のおくりもの ありがとう

公共施設で役立ててくださいと藤田美好さん（渡瀬字越虫）から手作りの竹ぼうき一〇本の寄附がありました。

真心のおくりものありがとうございました。

和牛子牛塙セリ市場だより

(59.5.20)

性別	頭数	取引価格 最高	取引価格 最底	取引価格 平均	平均体重	平均月令
	頭	千円	千円	千円	kg	月
雌	148	1,408	91	222	235	9.5
去勢	162	317	118	204	262	9.2
計	310			213	248	9.4

若草萌える和協放場の開牧式





異常寒気で生育のおくれていた青生野和牛協業組合牧場の牧草も5月になってからは一斉に伸びてきたので、5月8日に開牧式を行いました。

この日は組合員総出のうえ、100頭近い和牛が放牧され、牛頭観音の碑前では勢よく投げ餅の儀を行って、牛たちの健康とたくましい成長を祝いました。

国土緑化の推進

青生野で植樹祭

棚倉営林署主催鮫川村協賛の植樹祭が五月二五日、営林署が開設した江堀林道の奥地で行われました。

現地は茨城県境に接した伐採跡地で、郡内外より関係者二〇〇名余が参加し、それに青生野小学校の児童も加わり、晴天のもと松の苗木を植えて国土緑化の心と技を養いました。





こんにちは
保健婦です

健康診査と精密診査

ふだん健康と思って生活している人たちでも気づかないうちに病気が発生していることがあります。

これを早く発見し、病気が重くならないうちに、早期治療をするための第一歩が健康診査です。

さらに、病気のもとになる異常な状態をみつけ、日常生活に注意をしなければならない人を選びだすことも目的の一つです。

しかし、ふだん自覚症状がないからと健康診査を受けないでいると、医師を訪ねたときにはもう手遅れということにもなりかねません。特に成人病は、徐々に進行する性質をもっているので健康診査が大切です。

健康診査で実施する検査では、それぞれ正常範囲がきめられています。平常範囲を少しでもはみ出すと「異常値」ということになります。

診査の結果は「異常なし」、「要精検」等に判定されます。

そこで、「要精検」と判定された方は第二次の検査として、異常のある点について精密診査をする必要があります。異常があるとき精密診査をうけなければ、せっかく健康診査をうけた意味がなくなります。

第一次の健康診査で異常があるからといっても、必ず病気と決ったわけではありませんから、心配をしないで、ぜひ精密診査をうけるようにしましょう。

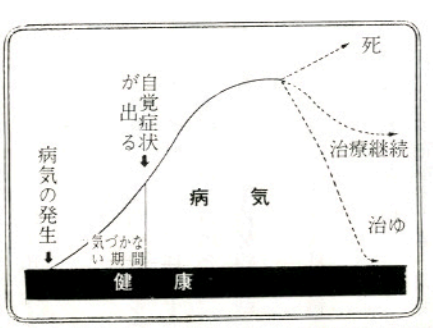

農委だより

水田利用再編第三期対策
今年の転作についての留意点

水田利用再編対策については農業者皆様の御理解と御協力により実施中ですが、転作については特に次の事項に留意されて、奨励金を確実に受けられるようにしてください。

一、通年施行（補助事業による ほ場整備事業実施水田）と、農作付けの水田は、転作の対象になりません。

四、水田養魚

ア、たん水された水田で魚介類の養殖を行なうもので、単なる貯水池、水わかし等に使用する水田は対象になりません。

イ、転作奨励金の交付を受けられる期間は三年間です。

五、農協預託について

ア、農協に水田を預託し、転作希望者へあっせんしてもらうものです。

イ、預託された水田に転作希望者がない場合は、保全管理として、常に耕作可能な状態にするために、耕起、除草等を行ない良好な状態に管理しなければなりません。

ウ、農協に水田預託契約の申し込みが必要です。（既に契約済みで継続して実施する水田の場合は、申し込みの必要はありません。）、今年新しく農協に預託する水田は、一枚が一アール（一畝）未満である場合は、預託することができないので、転作対象作物を作付してください。

エ、連続して三年以上預託することができません。

六、青刈稲について

ア、二熟期以前に刈り取りを終え、家畜の飼料として利用すること。家畜がいない場合は、有畜農家との飼料供給契約を結んでいること。

イ、青刈稲の確認は八月初旬の予定です。

◎おねがい

転作等実施水田の第一回現地確認調査は六月末頃行う予定になっているので、転作物の作付は早目に終るようにしてください。

協保全管理以外の水田は、転作等対象作物が作付されていないと転作奨励金の交付対象になりません。

二、栽植密度、肥培管理、排水管理を良好にして、作物の確認ができるようにしてください。

三、不作付水田の取扱い

昭和五六年度から連続して不作付の水田は、転作の対象になりません。

七月一五日には、農業委員の統一一般選挙が実施されます。

今回の選挙は農産物価格の低迷、打ち続く異常気象災害による農家経済の悪化、これに加え農産物輸入自由化問題をはじめ農村予算の大幅削減等農政の著しい後退という厳しい状況の下で実施されます。

本村農業委員会も系統組織と共に、この厳しい現状を打開するため、これまで農業の体質強化と健全な農村社会の創造をめざし農地三法を軸に農業の構造改善と地域農業の再編整備に取り組んできました。

これからも農業者の利益代表機関としての農業委員活動を一層強力に進めなくてはなりません。これには農業委員会の使命と役割について、ご理解をいただくと共に、今回の農業委員の選挙においては、信頼と行動力のある農業委員を選出していただくことが重要であります。

農業委員会の基本的な性格は、第一は、市町村の行政機関であるということです。

農業委員会の改選にあたって
農業委員の使命と役割

市町村長の補助機関ではなく、独立した機関で、その所掌事務を執行するにあたっては市町村長の指揮監督を受けることはありませんが、市町村の機関として地方自治法の定めるところにより市町村長の統轄に属しております。

即ち事務所の設置、予算の計上、執行等の事務は市町村長が所掌します。

農業委員会の所掌事務には、国の法律によって農業委員会に行政事務を機関委任している国家事務的なものと、地方事務的なものがあります。

農地法等による事務は前者にあたりますが、これに基づく処分は行政行為となり、行政不服審査法、行政事件訴訟法の対象になります。

農業委員会は市町村長から独立した行政機関ですが、その運営にあたっては市町村の農業政策に協力し、その政策を行政機関として担っていくという密接不可分の関係にあるわけです。むしろ市町村の農業政策推進の中核を担っているともいえます。

第二は、農業、農業者の利益代表機関であるということです。公職選挙法に準じた選挙によって農業者が自らの利益代表を選ぶという農業委員会制度は、他の機関には類例がないもので、農業委員会は公的に認められた唯一の農業、農業者の利益代表機関であります。したがって、農業委員会は、行政機関であると同時に、農政、指導団体としての性格を強くもっているのでこの役割は農業委員会法第六条第二項並びに第三項に規定されております。

農業委員会委員一般選挙
投票日は７月15日予定

県内市町村の農業委員会総数の八割を超える農業委員会の選挙による委員の任期が本年七月一九日に満了します。

本村農業委員会もこれに該当し、これに伴う一般選挙が来たる七月一五日に執行される予定です。

詳細については、後日チラシ等でお知らせします。

（鮫川村選挙管理委員会）

公民館だより

文化団体連絡協議会
59年度事業決まる

鮫川村文化団体連絡協議会（会長杉山忠男）の代表者会議が五月三一日午後二時から山村開発センターで開催され、各団体の昭和五九年度事業計画等について審議されました。

各団体の昭和五九年度の事業計画は次のとおりです。

◎奥の鮫川文芸クラブ（短歌）
　文化祭短歌会　一一月
　俳画色紙展　一一月
◎奥の鮫川文芸クラブ（俳句）
　俳句会　一一月
◎史探会
　会報発行　毎月一回
　歴史講座　九月
　石造文化財展一一月
◎鮫川村ふる里文化芸能クラブ
　芸能発表会　一一月
◎鮫川村書道研究会
　会員作品展　八月
　文化祭書道展　一一月
◎華道研究会
　華道展　一一月
◎鮫川村アマチュア写真クラブ
　倶楽部写真展　七月
　倶楽部写真展　九月
　アマチュア写真展　一一月
　倶楽部写真展　二月
◎鮫川村菊花愛好会
　菊花展　一一月
◎鮫川村盆栽愛好会連合会
　さつき展　六月
　秋の盆栽展　一〇月
◎鮫川村青年会
　文化発表・お茶会　一一月
◎鮫川村婦人会
　生活工夫展　一一月
　花嫁衣裳展　一一月
◎中井恒峯後援会
　中井恒峯画展　一一月

資料館に図書寄贈

鮫川社交ダンスクラブ（会長鈴木英光）主催によるチャリティーダンスパーティーは、去る四月二一日（土）午後六時三〇分から午後九時三〇分まで山村開発センターを会場に、県内の社交ダンス愛好者約一五〇名の参加を得て盛大に開催されました。

その時の入場料益金で図書を購入して、このたび歴史民俗資料館に寄贈されました。

厚くお礼申し上げます。

寄贈図書



▲世界偉人自伝全集全20巻

◎新美南吉童話選集（A）全五巻
◎少年少女理科の実験と観察　全四巻

介紹なかま

村内の各種文化団体・スポーツクラブ・サークルなどで、紹介を希望される団体は、公民館に投書するか電話連絡をお願いします。

公民館（山村開発センター内電話番号九－二二四七）

テニス愛好会

テニス愛好会（会長菅野寿彦）では、毎週水曜日の午後7時半からトレーニングセンターで練習会を行っています。（軟式、硬式と希望に応じた練習ができます。）

この会は、スポーツを楽しみ、体力づくりをしようとする人たちのグループです。経験のない方でも仲間が教えてくれます。気軽に参加してください。

なお、トレーニングセンターにはプールも完成したので、テニスで汗を流したあとはプールで泳ぎ、さっぱりした気分でマイホームへ！

この会についてのお問合せは☎（九）二八一三（菅野）まで



早起き野球大会

優　勝　光友クラブ
準優勝　熊野クラブ

鮫川村野球連盟（会長白坂寛）主催による早起き野球大会は、一二チームが出場し、五月一三日から五月二七日まで行われました。

大会は、村民運動場と西野区運動広場で六チームづつのブロックリーグ戦で連日熱戦が繰りひろげられ、光友クラブが優勝の栄冠に輝きました。

国民年金保険料

納付が困難の方は 免除の手続きを

国民年金の保険料は、一か月六、二二〇円ですが、保険料を納めることが困難な人のために「保険料免除制度」があります。保険料の免除制度には「法定免除」と「申請免除」があります。

法定免除は…

国民年金のうち障害年金、障害福祉年金、母子福祉年金を受給している人や、生活保護法の生活扶助を受けている人は届出るだけで免除になります。

申請免除は…

所得の少ない人や、生活保護法の医療扶助を受けている人、長期間入院している人、災害で被害を受けた人で保険料を納めることが困難な人は申請すれば免除になります。

このような条件に該当する方は、保険料を「未納」にせず、忘れずに免除申請の手続をとってください。手続は六月二五日まで、住民課で受付けます。

（住民課福祉係）

児童手当現況届

提出は6月25日までに

児童手当の支給を受けている方は、六月一日から二五日までの間に「児童手当現況届」を役場に提出しなければなりません。

この現況届は、受給者の前年の所得の状況と六月一日現在での児童養育の状況などを確認するために提出していただくものです。

もし、この届を出さないと、受給できる資格があっても、六月以降の児童手当の支払いを受けられなくなりますから、必ず期限までに提出してください。

詳しくは、役場住民課にお尋ねください。

風水害に備えて

梅雨期になり、集中豪雨による河川のはんらんや、がけ崩れなどが心配されますので、次のことに十分心がけてください。

一、家の周囲をよく点検し、排水を良くすること。

一、がけ地周辺の見まわりや手入れをすること。

一、がけ下を削ったり、水をたれ流したりしないこと。

一、がけ崩れは、雨あがりの二、三日後に起こることがあるので注意すること。

一、万一のため、避難場所をきめておくこと。

（棚倉消防署鮫川分署）

7月1日は「国民安全の日」

事故の起きやすい場所をもう一度チェックしよう

昭和五七年中に墜落、溺死、窒息などの事故で亡くなった人は、約九千七百人にのぼります。これらの事故の四割は、安全と思われがちな家の中で起こっているものです。

七月一日の「国民安全の日」を機会に、階段、浴室、ベランダなど事故の起きやすい場所をチェックしてみましょう。

おめでた

四月

田尻　下重　靖夫父下重　守

五月

大戸中　小松あかり父小松正人
宮澤　矢吹　稔彦父矢吹文男
大久保　生田目佑美父生田目英文
小名澤　渡辺亜由美父渡辺正三
小名澤　湯坐　一吉69歳湯坐孝友

おくやみ

五月　年齢世帯主

沼野澤　本郷　常治85歳本郷良光
森ノ前　中川西安一79歳中川西安正
鍛治平　芳賀　紀子43歳芳賀栄吉

心配ごと相談

6月20日（水）
午前10時～午後2時
山村開発センター

休日の在宅当番医

月日(曜)	当番医院 棚倉町	塙町	矢祭町
6月17日(日)	藤田	石川	木村
24日(日)	勝田		
7月1日(日)	菅原	中島	
8日(日)	薄葉	車田	
15日(日)	大木	根本	

ゴミの収集日

収集コース	種別	6月	7月
江竜田～中野町～中山～田尻～彦次郎～反田～前沼～広畑～湯ノ田（可のみ）～役場～農協ストアー～保育所コース	可燃物	18.21 25.28	2.5.9.12.16 19.23.26.30
	不燃物	22	6.20
新宿橋～農協倉庫～給食センター～道少田～大塩～宿ノ入コース	可燃物	19.21 26.28	3.5.10.12.17 19.24.26.31
	不燃物	22	6.20
鮫中～真坂～寅卯平～茅～酒垂～滑石～折戸～水口～官沢コース	不燃物	21	5.19
越虫～青生野～葉貫～戸草～蔵の草～湯ノ田～中沢コース	不燃物	20	4.18
石井草～前田～鬼越～戸倉～菅田～沼野沢～岩野草～薄ケ久保コース	不燃物	—	13
官代～横久保～遠ケ竜～内ケ竜コース	不燃物	22	6.20

※　休日は、可燃物・不燃物を出さないで下さい。
※　ゴミは、収集日の朝に出して下さい。

今月の納税　村県民税(1)　国民健康保険税(1)　納期限 6 月25日(月)